

## 個人事業主にかかってくる税金について

- 1 所得税 税率 5%から45%  
ほぼすべての方にかかります。所得が大きい人ほど高い税率になります。  
5%から45%の平均値をとると、25%となります。
- 2 県市民税（都道府県民税・市町村民税）10%  
ほぼすべての方に、かかります。
- 3 個人事業税 5%  
事業の利益が290万円を超えない方は、税金がかからない場合が多いです。
- 4 消費税 10%  
売上高が1000万円未満の方は、税金がかからない場合が多いです。
- 5 国民健康保険税 9%から14%  
建設国保の方や、社会保険加入の方は税金がかからない場合が多いです。  
13%のケースが多いです。  
重加算税がかかる場合、7年さかのぼって課税する市町村もあります。  
重加算税がかからない場合、2年から3年さかのぼる市町村が多いです。
- 6 源泉所得税 5%から45%  
従業員にお給料を支払っている場合にかかります。

加算税について（自主的な申告をした場合や、帳簿の保存がある場合には、加算税が低い税率になる傾向があります）

- 1 重加算税 35%から60%  
不正行為が認定された場合にかります。  
繰り返しの不正行為・確定申告をそもそもしていなかった行為・海外の財産を隠した行為は、特に高い税率になります。
- 2 過少申告加算税 5%から25%  
税務署に確定申告を提出したが、その確定申告では税金が不足している場合にかかります。帳簿を税務署に提示しない行為・多額の売上が抜けている行為は、特に高い税率になります。
- 3 無申告加算税 5%から30%  
確定申告をそのそもそもしていなかった場合にかかります。帳簿を税務署に提示しない行為・多額の売上が抜けている行為は、特に高い税率になります。